

やすぎ生活応援商品券事業 指定事業者募集要領

1. (事業の目的)

物価高騰の影響を受けている家計の負担を軽減するため、登録事業者において利用できるやすぎ生活応援商品券（以下「商品券」という。）を市民に一律配布し、市民の生活支援と市内経済の活性化を同時に図る。

2. (商品券の発行について)

- (1) 名 称 やすぎ生活応援商品券
- (2) 発 行 者 安来市
- (3) 対 象 者 基準日時点で、安来市に住所を有する者（基準日は別途市が定める）
- (4) 配 布 額 市民一人当たり10,000円分（1,000円券×10枚）
- (5) 発行枚数 345,000枚（予定）
- (6) 有効期間 商品券が配布された日から令和8年9月30日まで

3. (取扱いにおける厳守事項)

- (1) 商品券は物品の購入もしくは借り受け又はサービスの提供において使用できる。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 商品券額面以下の利用の場合、おつりは出ない。
- (4) 商品券は、一度の会計で複数枚使用できる。
- (5) 有効期間を過ぎた商品券は無効とする。
- (6) 商品券の汚損、紛失及び盗難に対し、安来市はその責を負わない。

4. (商品券の利用対象にならないもの)

- (1) 不動産、有価証券及び金融商品の購入
- (2) 金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他の換金性の高い物の購入
- (3) 税金、保険料及び電気・水道・ガス・電話料金の支払

- (4) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）の支払
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- (7) 特定の宗教・政治団体に関わる取引及び公序良俗に反する取引
- (8) 現金（電子マネーを含む）との換金又は金融機関への預け入れ
- (9) その他不適切と認められる取引

5.（指定事業者への登録資格）

- (1) 市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、次の①から③に該当する事業者を除いたもの。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
 - ① 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）が申請や対象事業に関わっている事業者
 - ③ 申請時点で破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申し立てを行っている事業者
- (2) 指定事業者一覧表作成における店舗等の情報掲載及び安来市ホームページ、市報等により広報を行うことについて承諾すること。
- (3) 当該事業の事務局運営を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）に対し、指定事業者として登録された内容を共有することについて承諾すること。

6.（指定事業者の遵守事項及び責務等）

- (1) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに安来市定住産業課（以下「定住産業課」という。）及び警察へに報告すること。
- (2) 著しく破損、汚損している商品券は受け取りを拒否すること。
- (3) 商品券を受け取った際は、他店での再利用を防止するため、裏面の所定欄に

指定事業者名を記入すること。

- (4) 商品券の譲渡、交換及び売買は行わないこと。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金対象とする。
- (5) 指定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は指定事業者の責務とする。
- (7) 指定事業者であることが明確になるよう、後日配布するステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (8) 指定事業者一覧表作成における店舗等の情報掲載及び安来市ホームページ、市報等により広報を行うことについて承諾すること。
- (9) 本事業についての効果を検証するため、アンケート等の調査に協力すること。
- (10) その他本事業の目的に反することを行わないこと。

7. (申請手続き)

(1) 申請方法

ア. 継続登録する場合

令和6年度に実施したやすぎ子育て応援商品券事業（以下、「過去事業」という。）における指定事業者は、別段の手続きなく、継続して当該商品券事業の指定事業者として扱うこととする。

なお、過去事業の申請内容から変更がある場合は、「やすぎ生活応援商品券指定事業者登録変更申請書」に必要事項を記入し、定住産業課へ電子メール、郵送又は直接提出すること。

イ. 継続登録を辞退する場合

当該商品券事業の指定事業者登録を辞退する場合は、「やすぎ生活応援商品券指定事業者登録辞退届出書」に必要事項を記入し、定住産業課へ電子メール、郵送又は直接提出すること。

ウ. 新規に登録申請する場合

新規に当該商品券事業の指定事業者登録を申請する場合は、この「募集要領」に同意のうえ「やすぎ生活応援商品券指定事業者登録申請書」に必要事項を記入し、振込口座の内容が分かる書類の写し（金融機関名、支店名、預

貯金種別、口座名義、口座番号が記載されたもの)を添えて、定住産業課へ電子メール、郵送又は直接提出すること。

なお、複数店舗の登録を希望する場合は店舗ごとに申請をすること。

(2) 申請書の提出先

〒692-8686 安来市安来町878番地2

安来市 定住産業課 商品券事業担当 まで

(3) 申請期間

令和8年2月25日(水)～令和8年7月31日(金)

なお、令和8年4月23日(木)までに登録された指定事業者については、市内全世帯への商品券送付時に同封する指定事業者一覧表に掲載される。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、市の審査を経て指定事業者として承認を行う。

8. (換金)

(1) 換金について

指定事業者は、委託事業者に対し、所定の申請をすることによって、使用された商品券を換金することができる。

換金に係る手続きは別途提示する。

(2) その他

ア. 商品券の額面以下の使用であっても、おつりは出さないこと。

イ. 裏面に使用された指定事業者名の記入をすること。

ウ. 商品券の偽造、不正使用等が明らかな場合は、受け取りを拒否し、定住産業課及び警察へ通報すること。

エ. 商品券の利用を受けた際には商品券使用時の会計額、商品券の使用枚数を正しく把握し、適切に会計を行うこと。

9. (換金の拒否等)

市長は、申請の内容に虚偽の事実があったとき又はこの募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や指定事業者の登録を取り消すことができる。また、違反により損害金が生じた際は、請求することができる。

10. (その他留意事項)

この「募集要領」に記載されていない事項は、定住産業課と協議を行うこと。

11. (問い合わせ先)

692-8686 安来市安来町878番地2

安来市政策推進部定住産業課産業振興係

電話0854-23-3105 ファクシミリ0854-23-3061